

特記仕様書

この仕様書は、庁舎及び関係施設ゴミ収集業務（平良地区）（以下「業務委託」という。）に適用する。

（適用範囲）

第1条 宮古島市平良地区（別表）の公共施設から発生する一般廃棄物（ごみ）の収集運搬とする。

（収集運搬車両）

第2条 業務に使用する塵芥車は、甲に事前に報告し、承認を得なければならない。また、変更する場合も同様とする。

（遵守事項）

第3条 業務の実施にあたっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 収集日を遵守すること。
- (2) 収集車輛の車尾にごみを積載してはならない。
- (3) ごみを飛散させたりごみ汚水を路上に流出させてはならない。
- (4) ごみの搬入時は、クリーンセンター職員の指示に従うこと。（処分場内）
- (5) 暴風雨警報発令中は業務を停止する。ただし、正午までに警報が解除された場合は、速やかに業務を再開すること。
- (6) 関係法令を遵守すること。
- (7) その他市長が指示する事項。

（ごみ収集運搬搬入場所）

第4条 ごみの搬入場所は、宮古島市クリーンセンターとする。但し、ごみの種別等により甲又はクリーンセンターが指定する場所とする。

（収集運搬及び収集日）

第5条 ごみの収集運搬及び収集日は、次のとおりとする。

- (1) 可燃ごみ 毎週 「火、金曜日」
- (2) 資源ごみ 毎週 「月曜日」 （カン類、瓶類、金属類）
毎週 「水曜日」 （ペットボトル類、トレイ類、新聞紙、雑誌、段ボール類、古本、紙パック類等）
- (3) 選定枝葉 第2、第4の「木曜日」

（収集運搬時間等）

第5条 業務は、午前8時30分から午後5時までとする。但し、祝祭日、市の公共施設等が閉庁の場合はその限りでない。

（収集運搬の費用等）

第6条 業務の実施に必要な費用については、すべて乙の負担とする。
（剪定枝葉処理費用等）

(従事者の行為に対する責任等)

第7条 乙は、従事者をして業務を遂行する場合は、次の各号を厳守すること。

- (1) 乙は、常に清潔な服装を身につけ、言動及び態度に留意し、市民等に対し不快感を与えないよう指導監督しなければならない。
- (2) 乙は、従事者の行為については全責任を負い、その責任を免れることはできない。

(損害保険等の加入等)

第8条 事故、事件等の発生に備え、任意の交通損害、人身損害保険等に加入しなければならない。

(委託料の請求及び業務の報告等)

第9条 乙は、甲に対し、その月の委託料の請求をすると同時に業務月報を提出するものとする。

(協議)

第10条 この仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

公共施設(平良地区)ごみ収集運搬に係る仕様書

収集施設

収集施設は以下の施設とする。

| | | | |
|------------|------------|-----------------------|-----------------|
| 宮古島市役所 | 働く女性の家 | 勤労青少年ホーム | 池間離島振興総合センター |
| 消防本部 | みどり推進課 | 未来創造センター | 西辺公民館 |
| 久松公民館 | 下崎公民館 | スポーツ観光交流拠点施設(JTAドーム) | ひらら児童館 |
| 北保育所 | 東保育所 | 馬場保育所 | 平一放課後児童クラブ |
| 久松放課後児童クラブ | 鏡原放課後児童クラブ | 平一小学校 | 北小学校 |
| 南小学校 | 東小学校 | 久松小学校 | 鏡原小学校 |
| 宮原小学校 | 西辺小学校 | 狩俣小学校 | 池間小学校 |
| 平良中学校 | 北中学校 | 久松中学校 | 鏡原中学校 |
| 西辺中学校 | 狩俣中学校 | 池間中学校 | 浄水管理センター(旧下水道課) |
| 総合博物館 | 海業センター | 平良老人福祉センター(旧平良保健センター) | 文化ホール |

収集日 ごみ収集運搬及び収集日は次のとおりとする。但し、祝祭日等市役所が閉庁時はその限りではない。

可燃ごみ 毎週 「火、金曜日」
 資源ごみ 毎週 「月曜日」(カン類、瓶類、金属類)
 毎週 「水曜日」(ペットボトル類、トレイ類、新聞紙、雑誌、段ボール類、古本、紙パック類等)
 選定枝葉 第2、第4の「木曜日」